

## 準委任契約 (SES) と受託開発 (請負契約) の違いとは？システム開発に最適な契約形態を解説

システム開発においてはSES(準委任契約: System Engineering Service)と受託開発(請負契約)のいずれかを用いる場合が多いです。

どちらも業務委託契約の一種として扱われますが、システム開発において両者を適切に使い分けることができる人は多くありません。

そこで、本記事では以下の点について解説します。

- 業務委託契約について
  - SES(準委任契約)と受託開発(請負契約)の特徴と適した開発スキームについて
  - 独立行政法人 情報処理推進機構と経済産業省が提唱する多段階契約<sup>\*1</sup>について
- 最後まで読むことで開発スキームに合わせた契約形態を選択することが可能になります。

### 1 業務委託契約とは

業務委託契約とは、委託者と雇用関係を締結せずに、一定の業務の遂行を受託する契約のことで、個人事業主やフリーランスだけでなく、企業間でも行われています。

また、業務委託契約自体は法律上で定められた契約形態ではありません。あくまで実務上の言葉で、実際には民法上で定める「請負契約」(民法<sup>\*2</sup>第632条)や「委任契約」(同法第643条)、「準委任契約」(同法第656条)の総称として用いられています。

請負契約・委任契約・準委任契約それぞれの特徴をまとめると次の表のとおりです。

契約形態	請負契約	委任契約	準委任契約
目的	成果物	法律行為に関する業務の遂行・納品	法律行為以外の業務の遂行・納品
責任の所在	受託会社	委託会社	委託会社
根拠法令	民法第632条	民法第643条	民法第656条

委任契約とは、弁護士に訴訟行為代理を依頼することや、税理士に確定申告を依頼することなど、法律で定められた業務の遂行や納品を目的とする契約のことです。

委任契約と準委任契約の違いは、法律行為を目的とすることができるかという点だけで、民法上も準委任契約は委任契約の規定を準用しています。

システム開発の現場においては、法律行為の遂行や納品を目的とすることはほとんどの場合ありませんので、受託開発(請負契約)とSES(準委任契約)のどちらかで契約が締結されています。

### 2 SES(準委任契約)と受託開発(請負契約)の違い

業務委託契約の一種としてSESと受託開発があり、それぞれ目的などが異なります。

本章では、SESと受託開発の詳細と両者の違いについて解説します。

具体的な解説は各段落で行いますが、両者の違いを表にまとめましたので、参考してみてください。

	SES(準委任契約)		受託開発(請負契約)
	成果完成型	履行割合型	
報酬支払条件	成果を達成すること(成果物の納品等)	委任事務を遂行すること	仕事を完成すること(成果物の納品等)
債務不履行責任	善管注意義務違反があった場合(報酬支払条件となる成果の未達や委任事務のミス自体は債務不履行責任を負うものではない)		仕事を完成できなかった場合

### **SES(準委任契約)とは**

SESとは法律行為以外の事務を相手に委託する契約のことです。

目的を業務の遂行・納品としており、成果物を納品することで初めて報酬が発生する受託開発型とこの点が大きな違いです。

SESにおける契約の型は、「成果完成型」(民法第648条の2第1項)と「履行割合型」(民法第648条第2項)の2種類があります。

成果完成型とは、成果物の納品時に、契約時に設定した成果割合に応じて報酬が発生します。

対して、成果物とは関係なく既に実施した事務作業の履行期間や割合に応じて報酬が、委任事務の履行後に発生するのが履行割合型です。

SESは成果物の納品を報酬の目的としないため、契約不適合責任を負いません。

つまり、SESの場合は納品した成果物や委任事務についてミスや欠陥があったり、成果が上げられなかったりしても、債務不履行とはならず、損害賠償などの法的責任を問われることはないです。

しかし、それでは受託者の怠慢をも許してしまう契約形態となってしまうので、受託者は「善管注意義務」(民法第644条)を負います。

善管注意義務とは、受託者の職業や能力、社会的地位や経験などを鑑みて通常期待される注意義務のことです。

これにより受託者は成果が達成されなくても報酬を受け取ることはできますが、当然必要な努力は果たさなければならないということになります。

### **受託開発(請負契約)とは**

受託開発とは、受託者が仕事の完成を目的とし、成果物の納品に対して報酬が支払われる契約です。

SESと異なり、成果物の納品があつて初めて報酬が発生します。成果物が納品されなければ、債務不履行となり、どれだけ労務を提供しても報酬は発生しません。

また、受託開発においては目的を成果物の納品としているため、納品した成果物に対して契約不適合責任を負います。

契約不適合責任とは、納品した成果物が契約の内容にそぐわない時に、一部の例外を除き、委託者が履行の追完や代金の減額、損害賠償請求などを行うことができるものです。

### **3 SES(準委任契約)と受託開発(請負契約)、どちらを選択すべき？**

SESと受託開発は報酬支払条件などが異なるため、開発スキームに合わせた選択が重要です。

本章では、SESと受託開発の違いを踏まえて、システム開発においてどちらを選択すべきであるかを解説します。

主な考え方は次の通りです。

- 要件が明確なら受託開発、開発過程で変更があるならSES
- 開発フェーズごとに使い分けることも可能(多段階契約)

それぞれ詳しく解説します。

#### **要件が明確なら受託開発、開発過程で変更があるならSES**

SESではエンジニアの稼働日数や工数に報酬が発生し、受託開発においては成果物の納品が報酬の対象となります。

つまり受託開発にて契約を締結する際には、ゴールとなる成果物の仕様などが契約時点で明確になっていることが必要です。

契約後に委託者から仕様を変更されてしまうと、いつまで経っても成果物が完成させられないためです。

したがって、仕様の打ち合わせから納品までを順番に進めることができるウォーターフォール開発や、小規模なシステム開発などに受託開発は適しています。

反対に、SESは成果物の納品を報酬の支払条件としていないため、開発過程で仕様の変更や機能追加、リリースする順番の変更など柔軟な対応が可能なアジャイル開発と親和性が高いです。

アジャイル開発では、契約形態はSESが馴染みやすいと独立行政法人 情報処理推進機構と経済

産業省が公表している「情報システム・モデル取引・契約書<アジャイル開発版>アジャイル開発外部委託モデル契約」<sup>※3</sup>でも述べられています。

#### フェーズごとの使い分けも可能(多段階契約)

開発フェーズごとにSESと受託開発を組み合わせることも可能です。

例えばシステムの計画や方向性の決定と、要件定義をSESで契約し、外部・内部設計やプログラミング、テストを受託開発として開発フェーズごとに個別で契約する方法です。

この契約方式を多段階契約といいます。多段階契約では、開発フェーズごとに個別契約をすることで、契約事務の手間がかかるものの、開発を進める中で発生する仕様変更などの影響を極力抑えることが可能です。

システム開発の全てを一括契約としてしまうと、ユーザーが開発過程で仕様変更を希望する可能性を織り込んで、ベンダーが工数を多めに見積もることや、反対に仕様変更によって増えた工数をベンダーが負担することで、どちらかに不利益が発生してしまうこともしばしばあります。

多段階契約では、開発フェーズごとに契約締結をするため、仕様変更によるコスト変動を比較的に正確に見積もることができるようになります。

また、工程ごとに異なるベンダーに分割発注をすることができるため、開発フェーズに合わせて最適なベンダーを選択することが可能です。

この多段階契約方式については、独立行政法人 情報処理推進機構と経済産業省がモデル契約についての文書<sup>※1</sup>の中でも、「ユーザー・ベンダー双方のリスクアセスメントの機会を確保する観点から」多段階契約と開発フェーズごとの再見積もりが提唱されています。

#### 4 JITERAでシステム開発をする場合

SESと受託開発をプロジェクトによって使い分けること、あるいは両者を開発フェーズに合わせて組み合わせることがコストを抑えたいユーザーにとって、最適な選択肢です。

しかし、多段階契約方式を採用する場合、開発フェーズごとに数社に相見積もりを依頼し、都度最適なベンダーと契約するのは手間がかかるもの。

JITERAでは、エンジニアやデザイナー、プロダクトマネージャーがビジネス課題にコミットし最適なシステム設計を行うとともに、独自の開発自動化プラットフォームを活用し、これまでにないスピードと低コストでアジャイルなプロダクトの開発が可能です。

Webアプリケーション開発において約60～70%コスト削減を実現し、約1年半かかると想定されていたシステム開発を8ヶ月、純粋に開発に要した期間でいえばたったの4ヶ月で完成させた事例<sup>※4</sup>もあります。

JITERAではこれまでにない次の時代のシステム開発を実現することが可能になります。

ユーザーにとって最適なシステム開発をアジャイルに行うため、仕様や要望の変更にも素早く対応し、伴走型でプロジェクトを進行させられることがJITERAの強みです。

JITERAの強みを最大限活用していただくにはSESでの契約で、上流から下流まで一括してご依頼いただくことがおすすめです。

ソフトウェア開発に関する課題を持っていて、最適な契約形態や依頼先に悩まれている場合はJITERAまでご相談ください。

#### <参考>

※1 独立行政法人 情報処理推進機構・経済産業省「情報システム・モデル取引・契約書 第二版」

<https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20201222.html>

※2 e-GOV 法令検索「民法(明治29年法律第89号)」

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089\\_20221216\\_504AC0000000102&keyword=%E6%B0%91%E6%B3%95](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089_20221216_504AC0000000102&keyword=%E6%B0%91%E6%B3%95)

※3 独立行政法人 情報処理推進機構・経済産業省「情報システム・モデル取引・契約書<アジャイル開発版>アジャイル開発外部委託モデル契約」

<https://www.ipa.go.jp/files/000081484.pdf>

※4 JITERA Works 東急リゾーツ&ステイ株式会社

<https://jitera.com/ja/works/1>